

2021年版

**行政書士
受験必携六法・テキスト・過去問関連**

追 録

- 1 法改正情報（行政書士受験必携六法）…………… 2頁
- 2 訂正情報（行政書士受験必携六法・テキスト・過去問）…18頁

2021年版行政書士関連書籍（受験必携六法・テキスト・過去問）の「1 法改正情報」，「2 訂正情報」を以下に収録しました。

1 法改正情報(行政書士受験必携六法)

2021年版行政書士受験必携六法は，令和2年10月1日を編集基準日として発行しています。それ以後，2021年4月1日（2021年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。

2021年版 行政書士 受験必携六法 追録②

※アンダーライン（_____下線）部分が改正部分です。
※改正前の条文中，（省略）と記してあるのは，改正がないため省略している部分です。

■憲法

下記の判例変更が令和2年11月にありました。判例を差し替えてください。
地方議会の議員の出席停止処分について，司法審査が及ばないとしていた最大判昭35・10・19を変更し，司法審査の対象となるとの判断を示しました（最大判令2・11・25）。なお，除名処分については，最大判昭35・3・9が司法審査の対象となるとしています。

該当頁	判例変更前	判例変更後
49頁 右段 判例3 判例 変更	（地方議会の議員懲罰の裁判権） 3◇司法裁判所の権限が一切の法律上の争訟に及ぶのは，裁判所法3条に明定するが，事柄の性質上裁判権の対象外とすべきものがある。ただし，自律的な法規範をもつ社会ないしは団体にあっては，当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ，必ずしも裁判にまつを適当としないものがあるからである。地方議会の議員の出席停止のごとき懲罰は，それに該当する。それに対し，地方議会の議員の除名処分を裁判所の権限内の事項とするのは，議員の身分の喪失に関する重大事項で，単なる内部規律の問題にとどまらないからであって，議員の出席停止の如き議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは，趣を異にしているからである。（最大判昭35・10・19）H9・25・2・4，H12・4・4，H27・6・5，R元・3・4 ▶国政レベルでは，議院における所属議員の懲罰について司法審査が及ばないのは当然	（市議会議員出席停止事件） 3◇出席停止の懲罰が科されると，議員はその期間，会議及び委員会への出席が停止され，議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるから，これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして，その適否が専ら議会の自主的，自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。そうすると，出席停止の懲罰は，議会の自律的な権能に基づいてされたものとして，議会に一定の裁量と認められるべきであるものの，裁判所は，常にその適否を判断することができるというべきである。（最大判令2・11・25） ▶地方議会の出席停止処分について，司法審査が及ばないとしていた最大判昭35・10・19（H9・25・2・4，H12・4・4，H27・6・5，R元・3・4で出題）を変更し，司法審査の対象になるとの判断を示した。なお，

	であり、さらに議院による除名処分や資格争訟の裁判についても、司法審査は及ばない。	除名処分については、最大判昭35・3・9が司法審査の対象となるとしている。
--	--	---------------------------------------

■会社法

主な改正情報を以下に収録しました。下記改正内容を含む会社法の全改正情報は、本学院ホームページ掲載のサポート情報（改正情報）の「**2021年版行政書士必携六法—追録①**」を参照ください。

主な改正内容は、株主提案権の制限（第305条）、取締役の報酬に関する規律の見直し（第361条、第202条の2、第236条、第409条）、成年後見人等についての取締役の欠格条項の削除（第331条、第331条の2）、会社保障に関する規律の整備（第430条の2～430条の3）、業務執行の社外取締役への委託（第348条の2）、社外取締役の設置義務（第327条の2）、社債の管理に関する規律の見直し（第714条の2～第714条の4、第737条）、株式交付制度の創設（第2条、第774条の2～第774条の11、第816条の2～第816条の10）等です。

該当頁	改正前	改正後
305頁 2条	第2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1～32 （略） 〔新設〕 33～34 （略）	第2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1～32 （左欄と同じ） <u>32の2 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第774条の3第2項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。</u> 33～34 （左欄と同じ） ※第2条第32号（32）の次に「32の2」を追加する。
373頁 202条の2	〔新設〕	第202条の2（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則） <u>① 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。</u>

		1 <u>取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。第236条第3項第1号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第199条第1項第3号の財産の給付を要しない旨</u> 2 <u>募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）</u> ② <u>前項各号に掲げる事項を定めた場合における第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）及び第202条の2第1項各号」とする。この場合においては、第200条及び前条の規定は、適用しない。</u> ③ <u>指名委員会等設置会社における第1項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第409条第3項第3号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。</u> ※第202条の次に「第202条の2」を追加する。
387頁 236条	第236条（新株予約権の内容） ①～②（略） 〔新設〕	第236条（新株予約権の内容） ①～②（左欄と同じ） ③ <u>金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第4号又は第5号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第1項第2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。</u> 1 <u>取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第1項第3号の財産の給付を要しない旨</u> 2 <u>定款又は株主総会の決議による第361条第1項第4号又は第5号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨</u> ④ <u>指名委員会等設置会社における前項の規定</u>

〔新設〕

		の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第361条第1項第4号又は第5号ロに掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第409条第3項第4号又は第5号ロに定める事項についての決定」と、同項第1号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」と、同項第2号中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。 ※第236条第2項（②）の次に「③～④」を追加する。
413頁 305条	第305条 ①～③（略） 〔新設〕 〔新設〕 ④ 前三項の規定は、…………… …………… ……………3年を経過していない 場合には、適	第305条 ①～③（左欄と同じ） ④ 取締役会設置会社の株主が第1項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、前三項の規定は、10を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。 1 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。 2 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。 3 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。 4 定款の変更に關する2以上の議案 当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。 ⑤ 前項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第1項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする2以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。 ⑥ 第1項から第3項までの規定は、…………… ……………3年を経過していない場合には、適用しない。

	用しない。	※第3項(3)の次に「④～⑤」を追加し、旧第4項(4)を第6項(6)とし、一部を改正する。
421頁 327条 の2	第327条の2（社外取締役を置いていない場合の理由の開示） <u>事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。</u>	第327条の2（社外取締役の設置義務） <u>監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。</u>
422頁 331条	第331条（取締役の資格等） ①（略） 1（略） <u>2 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> 3～4（略） ②～⑥（略）	第331条（取締役の資格等） ①（左欄と同じ） 1（左欄と同じ） <u>2 削除</u> 3～4（左欄と同じ） ②～⑥（左欄と同じ） ※第1項(1)第2号(2)を削除する。
423頁 331条 の2	〔新設〕	第331条の2 ① <u>成年被後見人が取締役に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。</u> ② <u>被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。</u> ③ 第1項の規定は、保佐人が民法第876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第1項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。 ④ <u>成年被後見人又は被保佐人がした取締役の</u>

		<u>資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。</u> ※第331条の次に第331条の2を加える。
430頁 348条 の2	〔新設〕	第348条の2（業務の執行の社外取締役への委託） ① <u>株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によつて、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。</u> ② <u>指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によつて、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。</u> ③ <u>前二項の規定により委託された業務の執行は、第2条第15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。</u> ※第348条の次に第348条の2を加える。
433頁 361条	第361条（取締役の報酬等） ① <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によつて定める。</u> 1～2（略） 〔新設〕	第361条（取締役の報酬等） ① <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によつて定める。</u> 1～2（左欄と同じ） 3 <u>報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第409条第3項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式</u>

	[新設] [新設] 3 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容 ②～③ (略) ④ 第1項第2号又は第3号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。 ⑤～⑥ (略) [新設]	<u>の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項</u> 4 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権(第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第409条第3項において同じ。)については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項 5 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項 イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項 ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項 6 報酬等のうち金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)については、その具体的な内容 ②～③ (左欄と同じ) ④ 第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。 ⑤～⑥ (左欄と同じ) ⑦ 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。)の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第1項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。 1 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの 2 監査等委員会設置会社
--	---	--

454頁 第409条	第409条（報酬委員会による報酬の決定の方法等） ①～②（略） ③ 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項を決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第1号に掲げるものでなければならない。 1（略） 2（略） 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 3 金銭でないもの 個人別の具体的な内容	第409条（報酬委員会による報酬の決定の方法等） ①～②（左欄と同じ） ③ 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項について決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第1号に掲げるものでなければならない。 1（左欄と同じ） 2（左欄と同じ） 3 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項 4 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項 5 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項 イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項 ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項 6 金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。） 個人別の具体的な内容
462頁 第12節 第430条 の2～ 第430条 の3	〔新設〕 〔新設〕	第12節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約 第430条の2（補償契約） ① 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。 1 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 2 当該役員等が、その職務の執行に関し、

		<u>第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失</u> <u>イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失</u> <u>ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失</u> ② <u>株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。</u> <u>1 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分</u> <u>2 当該株式会社が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して第423条第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分</u> <u>3 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部</u> ③ <u>補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。</u> ④ <u>取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。</u> ⑤ <u>前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。</u> ⑥ <u>第356条第1項及び第365条第2項（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）、第423条第3項並びに第428条第1項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。</u> ⑦ <u>民法第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。</u> 第430条の3（役員等のために締結される保険
--	--	--

〔新設〕

		<u>契約</u> ① 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第3項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。 ② 第356条第1項及び第365条第2項（これらの規定を第419条第2項において準用する場合を含む。）並びに第423条第3項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。 ③ 民法第108条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第1項の決議によってその内容が定められたときに限る。
534頁	〔新設〕	<u>第2章の2 社債管理補助者</u>
第714条の2～第714条の7	〔新設〕	<u>第714条の2（社債管理補助者の設置）</u> 会社は、第702条ただし書に規定する場合に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。
	〔新設〕	<u>第714条の3（社債管理補助者の資格）</u> 社債管理補助者は、第703条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。
	〔新設〕	<u>第714条の4（社債管理補助者の権限等）</u> ① 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

		1 <u>破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加</u> 2 <u>強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求</u> 3 <u>第499条第1項の期間内に債権の申出をすること。</u> ② <u>社債管理補助者は、第714条の2の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。</u> 1 <u>社債に係る債権の弁済を受けること。</u> 2 <u>第705条第1項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）</u> 3 <u>第706条第1項各号に掲げる行為</u> 4 <u>社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為</u> ③ <u>前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。</u> 1 <u>前項第2号に掲げる行為であって、次に掲げるもの</u> イ <u>当該社債の全部についてするその支払の請求</u> ロ <u>当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分</u> ハ <u>当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）</u> 2 <u>前項第3号及び第4号に掲げる行為</u> ④ <u>社債管理補助者は、第714条の2の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。</u> ⑤ <u>第705条第2項及び第3項の規定は、第2項第1号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。</u> 第714条の5～第714条の7（省略）
539頁 第737条	第737条（社債権者集会の決議の執行） ① <u>社債権者集会の決議は、社債管理者又は代表者債権者（社債管理者があるときを除く。）が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。</u>	第737条（社債権者集会の決議の執行） ① <u>社債権者集会の決議は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。</u>

	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 ②（略）	<u>1 社債管理者がある場合 社債管理者</u> <u>2 社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があったとき 社債管理補助者</u> <u>3 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者</u> ②（左欄と同じ）
566頁 第5編 第4章の次に「第4章の2」(第774条の2～第774条の11)を加える。	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	<u>第4章の2 株式交付</u> <u>第774条の2（株式交付計画の作成）</u> 株式会社は、株式交付をすることができる。 この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。 <u>第774条の3（株式交付計画）</u> ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 <u>1 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所</u> <u>2 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限</u> <u>3 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項</u> <u>4 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項</u> <u>5 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項</u> <u>イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除</u>

く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

6 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

7 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

8 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予

約権付社債であるときは、当該新株予約
権付社債についてのロに規定する事項及
び当該新株予約権付社債に付された新株
予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等
以外の財産であるときは、当該財産の内
容及び数若しくは額又はこれらの算定方
法

9 前号に規定する場合には、株式交付子会
社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の
金銭等の割当てに関する事項

10 株式交付子会社の株式及び新株予約権等
の譲渡しの申込みの期日

11 株式交付がその効力を生ずる日（以下こ
の章において「効力発生日」という。）

② 前項に規定する場合には、同項第2号に掲
げる事項についての定めは、株式交付子会
社が効力発生日において株式交付親会社の子会
社となる数を含むものではない。

③ 第1項に規定する場合において、株式交付
子会社が種類株式発行会社であるときは、株
式交付親会社は、株式交付子会社の発行する
種類の株式の内容に応じ、同項第4号に掲げ
る事項として次に掲げる事項を定めることが
できる。

1 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交
付親会社の株式の割当てをしないこととす
るときは、その旨及び当該株式の種類

2 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会
社の株式の割当てについて株式の種類ごと
に異なる取扱いを行うこととするときは、
その旨及び当該異なる取扱いの内容

④ 第1項に規定する場合には、同項第4号に
掲げる事項についての定めは、株式交付子会
社の株式の譲渡人（前項第1号の種類の株式
の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り
渡す株式交付子会社の株式の数（前項第2号
に掲げる事項についての定めがある場合にあ
っては、各種類の株式の数）に応じて株式交
付親会社の株式を交付することを内容とする
ものでなければならない。

⑤ 前二項の規定は、第1項第6号に掲げる事
項について準用する。この場合において、前
二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、
「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」
と読み替えるものとする。

		第774条の4～第774条の11（省略）
592頁 第5編 第5章 第4節 第816 条の2 ～ 第816 条の10	〔新設〕 〔新設〕	第4節 株式交付の手續 第816条の2（株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等） ① 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）後6箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。 ② 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 1 株式交付計画について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の2週間前の日（第319条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日） 2 第816条の6第3項の規定による通知の日又は同条第4項の公告の日のいずれか早い日 3 第816条の8の規定による手續をしなければならないときは、同条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日 ③ 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。 1 第1項の書面の閲覧の請求 2 第1項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 3 第1項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 第1項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその

	〔新設〕	<u>事項を記載した書面の交付の請求</u> <u>第816条の3（株式交付計画の承認等）</u> ① <u>株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。</u> ② <u>株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。</u> ③ <u>株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であって、第199条第4項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合にあっては、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。</u> 1 <u>株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第774条の3第1項第3号の種類株式</u> 2 <u>株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第774条の3第1項第8号イの種類株式</u> 第816条の4～第816条の10（省略）
--	-------------	--

2 訂正情報（行政書士受験必携六法・テキスト・過去問）

2021年版の以下の書籍にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、訂正させていただきますようお願いいたします。

※アンダーライン（_____下線）部分が訂正部分です。

2021年版 行政書士受験必携六法

訂正箇所	訂正前	訂正後
71頁 右段	・ ・ ・ One Point Advice 第三者の詐欺による取消しは、相手方が悪意で<u>かつ</u>有過失の場合に限って認められる。	・ ・ ・ One Point Advice 第三者の詐欺による取消しは、相手方が悪意<u>又は</u>有過失の場合に限って認められる。

2021年版 これ一冊で合格行政書士

訂正箇所	訂正前	訂正後
277頁 1行目	…場合には、 <u>債務者</u> は、債務不履行を…	…場合には、 <u>債権者</u> は、債務不履行を…
1019頁 表2段目 右欄	1年以下の懲役または50万円以下の罰金（83条）	1年以下の懲役または50万円以下の罰金（84条）。 <u>なお、法人等には1億円以下の罰金（87条1号）。</u>
1019頁 表3段目 右欄	<u>6月</u> 以下の懲役または <u>30万円</u> 以下の罰金（84条）	1年以下の懲役または <u>100万円</u> 以下の罰金（83条）。 <u>なお、法人等には1億円以下の罰金（87条1号）。</u>
1019頁 表4段目 右欄	<u>30万円</u> 以下の罰金（85条）	<u>50万円</u> 以下の罰金（85条）。 <u>なお、法人等には50万円以下の罰金（87条2号）。</u>
1020頁 プラスワン5行目	…改正により、83条の個人情報データベース等不正提供罪が…	…改正により、83条（ <u>現行84条</u> ）の個人情報データベース等不正提供罪が…
1020頁 下から2行目	…、罰金刑が科されます（87条 <u>1項</u> ）。	…、罰金刑が科されます（87条 <u>各号</u> ）。

2021年版 行政書士 過去問マスターDX

訂正箇所	訂正前	訂正後
237頁肢ア	…ない (45条1項)。したがって、…	…ない (49条1項)。したがって、…
237頁肢イ	…ない (45条2項)。よって、…	…ない (49条2項)。よって、…
237頁肢ウ	…ない (45条3項柱書前段)。よって、…	…ない (49条3項柱書前段)。よって、…
237頁肢エ	…ない (45条3項柱書前段)。この場合…	…ない (49条3項柱書前段)。この場合…
339頁肢4	判例 (最大判平成7・9・14) は、…	判例 (最大判平成17・9・14) は、…
365頁肢3	…。なお、本肢後段は、妥当である…	…。なお、本肢前段は、妥当である…

2021年版
行政書士
受験必携六法・テキスト・過去問関連
追 録

東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1階